

第1回 令和5年11月20日(月) 実施

『テールゲートリフター操作業務特別教育(学科)』開催のご案内

主催 一般社団法人名古屋運搬機械化協会

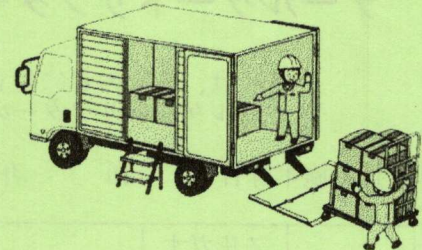
本教育は、事業者が実施することが原則ですが、自社にて教育を実施することが難しい事業所の為に、定められた特別教育規定カリキュラム内の「学科教育のみ」を下記の通り行いますので、対象者の方は受講していただきますようご案内申し上げます。

労働安全衛生規則等の一部改正により、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務(※1、2)が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となりました。令和6年2月1日の施行日以降、当該業務を行う方は、下記カリキュラムによる特別教育(※3)を受けていないと業務に就くことが出来なくなります。

※1 テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納、テールゲートリフターを使用する業務全て対象となります。

※2 「テールゲートリフター操作業務」を行わない者であっても、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す等の作業を行う者には、出来る限り当該教育を受けることが望ましいとされています。

※3 特別教育は、学科4時間及び実技2時間を行うものとされています。今回実施する教育は学科教育4時間のみとなります。



1. 日程および定員

令和5年11月20日(月) 13:00 ~ 17:30

定員 40名

会場

名古屋運搬機械化協会 教習センター

【所在地】名古屋市中村区野田町中深33-2【TEL】052-462-8644

(注) 受講希望者数によっては、中止もしくは延期する場合がありますのでご了承願います。

2. 参加会費(テキスト代、消費税を含む)

会員	8,800円	非会員	11,000円
----	--------	-----	---------

3. カリキュラム(学科教育のみ実施)

講習内容		時間
学科	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0時間
	関係法令	0.5時間
合計		4.0時間

実技	テールゲートリフターの操作方法	2.0時間
----	-----------------	-------

(注) 当協会では学科教育のみ行います。※科目の省略講習は実施しません。

(注) 実技講習については、各事業所にて事前に行い、実施証明を添付していただきます。

4. 申込手順

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、予約をお取り下さい。
- ② 受講申込書に必要事項を記入し、当協会事務局まで郵送して下さい。
※実務経験証明書も必ず添付して下さい。
- ③ 申込書等が事務局へ届き次第、受講票に請求書を同封して発送しますので講習開始日の前日までに受講料をお振込み下さい。
- ④ 受講日の3日前までに受講取り消しの手続きをせずに欠席した場合、受講料はご返金できませんのでご了承下さい。

5. 講習日当日について

- ・ 実施会場は 12:00 に開門します。
- ・ 会場で昼食をお取りいただいても構いません。(食堂等は併設しておりません)
- ・ 本人確認を行うに当たり、受講票と自動車運転免許証を提示していただきます。

6. 修了証の交付

- ・ 講習終了後、特別教育修了証を交付します。

7. 受講者が少ない場合、開催の取り止め、又は別日程へ移動をお願いすることがありますのでご承知おき下さい。

8. 事務局 (電話受付は平日 9:00~17:00 まで)

一般社団法人 名古屋運搬機械化協会 〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-23-13 大同生命ビル 3階
TEL (052) 581-0844 FAX (052) 583-8290

テールゲートリフター操作業務特別教育 実技教育実施証明

当社は、下記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づきテールゲートリフターの操作方法に関する教育を実施しました。

教育実施年月日 令和 年 月 日

受講者	フリガナ	生年月日	□昭和・□平成 年 月 日生
	氏名		
受講者	フリガナ	生年月日	□昭和・□平成 年 月 日生
	氏名		
受講者	フリガナ	生年月日	□昭和・□平成 年 月 日生
	氏名		

実技で使用した車両の詳細

メーカー名		型式	
上記のように実技教育を実施したことを証明します。 証明日 令和 年 月 日			
事業所名			
所在地			
代表者名			